



福祉20年の実績を

未来のさいたま市へ！

本間 そのこ

プロフィール

1963年6月23日 浦和市町谷生まれ。

教員の両親のもとに生まれ、両親が共働きのため越境通学となりました。



父 本橋 都志雄（平成30年9.16他界）
〔勤務先〕東浦和中学校、他



母 本橋 聡子
〔勤務先〕三室小学校、他

- 中学 私立十文字学園中学校 幼少期よりうらわスイミングスクールに通い、
- 高校 私立十文字学園高等学校 中・高は水泳部に所属。
- 大学 文化女子大学家政学部服装学科 競技スキー部に所属。

- ▶ 相談員（特別養護老人ホーム、通所介護、有料老人ホームなど）を10年経験。社会福祉士・介護支援専門員を取得。独立型居宅介護支援事業所の開設し、ケアマネジャーとして約10年実務に携わる。
- ▶ 埼玉県介護支援専門員協会会員
- ▶ 日本ケアマネジメント学会会員
- ▶ (元) NPO法人つぼみの会 代表理事
- ▶ (元) 独立型居宅介護支援事業所 つぼみ 管理者



次世代へ続く
「さいたま市」を
実現します！

福祉で培った経験を活用して
一人ひとりを大切に思う政策を

01 すべての人々をサポートするきめ細かい政策を！

“人生100年時代”、その人らしく暮らせるよう、市民の知恵とエネルギーを活かした地域づくりを目指します。

02 介護サービスの拡充を！

要支援1、要支援2の方などを対象とした“生活援助型訪問サービス”導入を実現します。

さいたま市の未来を見据えた 公平公正な政策を

01 子どもや子育て世代の視点に立った政策を強力に推進

“次世代を担う子供達”が主体的に向き合い関わり合えるよう教育環境を整えます。

02 進行し続ける少子高齢化に対しての政策を！

※少子高齢化が進行し、2030年にはさいたま市の65歳以上の割合は28%と推測されています。

“少子高齢化・人口減少対策”の推進のために、子供と家族を大切にするという視点に立った施策の拡充を目指します。

後援会会長挨拶

サニー鍼灸接骨院
村井 早苗



鍼灸整骨院開業まもなくから来店されている本間さんは、ご子息をお育ての傍ら、御自宅でご両親の介護もされ、NPO法人つぼみの会を立ち上げたバイタリティある女性です。

ケアマネジャーとして各々のご家庭に寄り添い、休みなくお仕事に没頭されていました。私は、その活力と女性ならではの視点を活かし、未来のさいたま市を発展させてくださると強く確信しております。

本間そのこ公式ウェブサイト

<https://sonoko-honma.com>



介護サービスの拡充を!

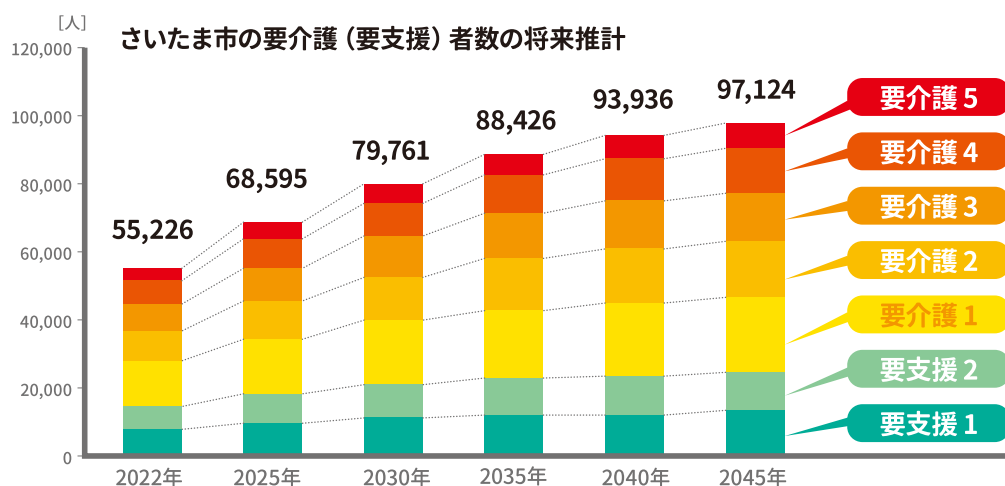
“今後の介護保険改正により、益々地域の力量が問われる?!”

2015年4月より介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）へ移行した訪問型サービス

「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護（デイサービス）」は、2015年4月より介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に移行され、2017年度までにすべての市町村で実施することとされました。

これまでは、国が定めた全国一律の基準で提供されてきましたが、この総合事業では、要支援者に対して今までと同じサービスを提供しつつ、**多様な生活支援のニーズに地域全体で対応していくため、多様な担い手による新しいサービスも提供できることになりました。**

介護予防訪問介護は総合事業の「訪問型サービス」として、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービス（※）を提供できるようになりました。



出所：実績値は「介護事業状況報告月報」（厚生労働省、2022年1月）。

推計値は全国又は都道府県の男女・年齢階層別要介護度別平均認定率を当域内人口構成に当てはめてGD FREAKが算出。

© jp.gdfreak.com

現在、生活援助を必要とされている方の中で要支援1・要支援2の方々が訪問介護サービスの事業者を探す際には、**地域のケアマネジャーは7カ所程の訪問介護事業所に連絡を取り、お引受先を探すのが常で有ります。**
さらに今後、介護保険法の改正により、要支援1から要介護2までの要介護度の低い方について、各自治体に推進を促されている総合事業として移行する事が審議されております。

上記の将来推計からも、さいたま市独自のシステムの構築が急務です。

私、本間そのこは、総合事業の「訪問型サービス」として、多様なサービス（※）が提供出来る様**全力で**働きかけて参ります



多様なサービス（※）

訪問型サービス A

基準緩和により提供されることになった訪問型サービス。主に雇用労働者（訪問介護員）が生活援助として、日常生活に対する援助を行うサービス。

具体的なサービス例

調理、掃除等やその一部介助、ゴミの分別やゴミ出し、重い物の買い物代行や同行を行い、料金は、国が示す単価（包括報酬）を下回る単価で市町村が設定。

訪問型サービス B

住民主体による支援。ボランティアによる生活援助を主体とし、日常生活に対する援助を行うサービス。

具体的なサービス例

布団干し、階段の掃除、買い物代行や調理、ゴミ出し、電球の交換、代筆等を行い、料金は、支援が主体であるため、多くはボランティアで行われる。

訪問型サービス C

短期集中予防サービス。通所型サービスCの利用者に対して、市町村の保健師等が居宅での体力改善に向けた相談指導業務等のプログラムを行うサービス。保健・医療の専門職により提供される支援は、3～6か月の短期間で行われる。

具体的なサービス例

訪問型サービスCを利用するためには、体力の改善に向けた支援が必要なケース、健康管理の維持・改善が必要なケース、閉じこもりに対する支援が必要なケース、ADL（日常生活動作）やIADL（手段的日常生活動作）の改善に向けた支援が必要なケースの場合に利用可能。

訪問型サービス D

介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行う移動支援。主にボランティアが主体となって外出時に移送前後の補助を行うサービス。

具体的なサービス例

通所型サービスの送迎、買い物、通院、外出時の支援。利用方法や利用料金は訪問型サービスBと同様。